平成２２年（フ）第７１６号
京都市西京区嵐山上海道町７番地10
債務者　門畑　清子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２７号
京都市上京区河原町通荒神口下る上生洲町223番地３
債務者　金の星渡辺写真場こと　渡邉　真也
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９３号
京都市右京区梅津中倉町33番地５　エスポワール峯２Ｆ202号
債務者　常城　靖彦
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２４号
京都市山科区東野南井ノ上町15番地１　府営東野団地３―401
債務者　平嶋　知子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６８号
京都市山科区勧修寺東金ケ崎町95番地　ロイヤルコーポ301
債務者　堀本　雅和
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７３号
京都市伏見区向島丸町４番地の７　向島市営住宅８－２棟710号
債務者　藤井　賢一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９４号
京都府城陽市水主塚ノ木20番地　メゾンラルジェ103号
債務者　菊田　葉子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４８号
京都市伏見区納所下野１番地　４―303
債務者　西岡　恵美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
兵庫県姫路市町田139―１－２、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町山之内乙430番地８
債務者　濱谷真理子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２２号
兵庫県明石市大久保町大窪2620番地の389
債務者　米田　武文
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２９号
兵庫県姫路市車崎２丁目４番９―402号　エンゼルハイム姫路
債務者　花谷久美子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３６７号
兵庫県姫路市飾磨区中島2750番地
債務者　石野　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１８号
兵庫県姫路市安富町関682番地
債務者　杉下　和美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２３号
兵庫県加古郡稲美町六分一1178番地の636
債務者　川崎　育久
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３３号
兵庫県相生市若狭野町福井163番地の１
債務者　濱塚　喜代
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３４号
兵庫県相生市若狭野町福井163番地の１
債務者　濱塚　知子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３９号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1398番地１
債務者　猿渡セイ子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４４５号
兵庫県加古川市加古川町南備後176番地の２南備後住宅２―204号
債務者　黒金　幹夫
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部